

「表現の自由の堅持と保障を求める意見書」提案者、上臈議員に対する質疑 2016.3.2

○議長（前川綾子議員） 日程第 23「議会議案第 18 号国会及び日本政府に対して表現の自由の堅持と保障を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○7 番（上臈寛弘議員）（登壇）ただいま議題となりました議会議案第 18 号国会及び日本政府に対して表現の自由の堅持と保障を求める意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

便宜文案の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

国会及び日本政府に対して表現の自由の堅持と保障を求める意見書

我が国は、日本国憲法第 21 条において表現の自由を保障している。それ以前に、表現の自由とは人として当然に有する前国家的権利（自然権）であり、自己実現・自己統治が支える極めて重要な権利かつ民主主義を支える本質的権利であることは言うまでもない。そもそも、民主主義とは多様な価値観を尊重する政治体制であり、そのような多様性は自由な表現が保障されてこそ実現されるものである。

表現とは、思想・信条・信仰・意見・知識・感情など個人の精神活動に係る一切のものであり、この表現に対する事前の規制は、精神的自由権に対して公権力が介入することとなり、本来、何人にも侵されざる領域たる人の内心の自由を侵害することとなりかねない。

また、検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相入れない。ゆえに表現の自由を支えるに当たって、検閲は日本国憲法において明文で禁止し、事前抑制による規制についても司法による審査を経た極めて例外的な場合以外は許容されておらず、何らかの権利の衝突が発生しても司法による事後救済が採用されている。

現在、自己の主義主張に反する表現に対して安直にも法的規制によって「事前」に抑制しようとする動きが一部に見られるところであるが、前述のように、いかなる表現であっても一義的には保障することが日本国憲法によって採用される理念である。

我々鎌倉市議会は、表現の自由を重んじ、平成 27 年 9 月定例会において可決した邦人の保護を求める意見書の中においても、政府や公人は批判に対して寛容であるべきであると言及し、表現の自由を保障するために国家としての責務を果たすように日本政府に求めている。

立法府たる国会、日本政府及び地方自治体等公権力を有する機関においては、表現の自由とは思想・意見・感情等を含む表現の流通が公権力によって妨げられない自由であり、他の基本的人権の保障を不断に監視する民主主義の過程を維持する上で本質的権利かつ優越的地位であると認識し、表現の自由に対しての法的な事前抑制については慎重な判断が求められるところである。

以上のことを踏まえ、国会及び日本政府に対して、自由と民主主義、人権を重んじるべく、日本国憲法第 21 条にうたわれた表現の自由の絶対的厳守とその保障、憲法の理念のさらなる発展に寄与することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 2 日。鎌倉市議会。

総員の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（前川綾子議員） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

○6番（保坂令子議員） 議案提出者に質問いたします。

法律をつくったり改廃する場面では、立法事実、簡単に言えば、どうしてその法律が必要であるのかということを支えている事実が明確にされるように求められています。特定秘密保護法、安保関連法と、この立法事実を無視した法律がこのところ成立していますが、これは異常な事態であって、個別具体的な立法に際しては、何が立法事実なのかを的確に整理して示されなければなりません。

これは立法についてのお話ですが、地方議会が国や国会などに提出する意見書においても同様に、何が問題になっている事実なのかを明示する必要があります。抽象的なおそれに言及したり、表現の事実についての一般論ではなく、どのような事案を問題にしているのか、意見書の中に明示すべきです。そこが曖昧になっているのがこの意見書案に対する違和感として真っ先に上げられます。

文案を読んでいきますと、4段落目のところで、現在、自己の主義主張に反する表現に対して安直にも法的規制によって「事前」に抑制しようとする動きが一部に見られるとあります。そして、6段落目の終わりには、表現の自由に対しての法的な事前抑制については慎重な判断が求められるとあります。

表現の自由に対しての法的な事前抑制の動きというのは、具体的にはどのようなことを指すのでしょうか。意見書案だけでは不明ですので、御説明ください。

●7番（上畠寛弘議員） これは、私個人、提出者全員、賛同者を含めてということは調整できてないので、私として答弁させていただきますけれども、まずこの意見書を話し合う中で、どういった事実があるかということで、その問題となっている背景について、私としてはこの事前ということにつきまして、東京都の条例のお話、これは保坂議員にもお話しさせていただきましたけれども、石原都政時代にさかのぼりますけれども、そのときに石原都知事が表現の創作物の中において、創作された児童についての絵画、またゲーム、表現物に関しての規制を議論に上げていらっしゃいました。そういったような動き、これも示されております。

あと、私といたしましては、一昨年に児童ポルノ法の改正がございました。当然ながら、実在する児童に関する児童ポルノというのは、当然ながらそれは守られなくてはならないですし、児童ポルノは決して許してはいけないという立場でございます。ただ、その中で、与党、野党の議論の中で、実際にこの児童ポルノの定義においては、では二次創作物、そういった創作物に対して、人が要は描いたものに対して、これも規制に入れようかというような動きがあったわけでございます。これは報道にもありますし、国会の議論においてもあります。

具体的に申しますと、わかりやすいように説明しますと、例えば、要は主観によっていろいろ、この人は少女に見える、この人は成人している、この人は老婆だとか、中年だとか、そういうふうに思うわけで、ただその絵の定義なんてその作者が描かなきゃわからないわけで、その人の定義づけで人それぞれによっていろいろ主観がありますよね。そういう創作物に対して、要はよくいろいろ議論とかいろんな話で、わかりやすいニュースありますけれども、そういったものに対してこれは児童ポルノだとかわいせつの定義を定めて、それは実在するものじゃない表現物に対して、それはわいせつであるから描いちゃいけないとか、そういったものを規制しようとい

う動きがあったんです。

なので、そういったことを踏まえたときに、私は決してそれは許容されてはいけないのかなと思ひまして、これに関してきちんと日本国政府、国会においても、今後もこういった動きがないように言っていきたいと思っております。

さらに、最近あった例で言いますと、国連の担当官が日本に来日いたしまして、その際に児童のわいせつ物、それに関しても児童ポルノでございますけれども、その中で、当然ながら児童ポルノは改正もされましたし、断じて許してはいけない、その立場は変わりません。しかしながら、その中においても、国連の議論の中においても、今、問題提起しました創作的な児童、創作的な児童というそもそもの定義がわからないんですけれども、人間が表現した絵であるとか、漫画であるとか、アニメであるとか、ゲームであるとか、そういった中でそのような表現が、要はそもそもそれは児童の権利を侵害しているというけれども、そもそも創作物児童の権利とは何ぞやという議論もあるわけで、そういうことを描くことによってアニメーターの方や漫画家の方、さまざまな作家の方々が、事前にそういうことを国連が言うことで、当然、日本政府も国連加盟国の一国でございますので、それを受けて、それも規制しましょうと。でも本来、精神的自由権の一環である絵を描くこととか、漫画であるとか、そういったもの、それを表現することは何人にも侵されてはいけないと思うんですね。まさにこういった事実が日本国においても、悲しきかな、あったわけです。

よく有名な例で、ドイツのナチス時代においてもそういったことがあって、要は暗にそういったものを焚書する、そういった事件もいろいろありました。決してそういうことには日本はならないと信じておりますけれども、今上げました事実を踏まえて、私としてはまさに日本政府においてはこういったことを必ずされないよう、表現の自由を堅持していただきたいということを思い、端緒としてこういったものを出しませんかということを議員の方々に賛同を求めて出したわけでございます。

私がこの文章を多々書かせていただきましたので、想定して、今、鑑みたところというのは、その立法事実としてはそういったところであるかなというので、立法事実という意味では、立法の解釈というのは、当然ながら立法されて、廃案になったりとか条項削除とかいろいろありますし、そもそも与党内での議論、それも含めた過程においてということですので、私としては広い意味でその立法事実というものを解釈してございますけれども、今挙げた例が、石原都政はかなり昔の話ではございますけれども、決してその影響力は及んでいるわけですし、それは許さないなんて考えもありますし、保坂議員にもお話ししているとおり、表現に対する規制というのは2年前にも行われていた、そういったことを含めると、今後も油断できないということで、これを出すべきであると私は判断しました。

○6番（保坂令子議員） その表現の自由というのが児童ポルノにまで及ぶということではないという御答弁の、その部分については安心したところではありますけれども、でも、今のお話だと、創作的な、二次的な加工物ですよね。それについて言うと、表現の自由と憲法第13条に当たるんですかね、プライバシー権であると子供の幸福追求権というところに鑑みた場合に、議論の余地が残っている境界のあたり、そのあたりを問題にされているということになりますか。

●7番（上嶋寛弘議員） 違います。プライバシー権というのは、よく議論されておりますけれども、今回私が想定したのはプライバシー権は含まれていないです。二次創作物というのは、例えば、全く少女、少年の絵を、実在する少女、少年の絵をそのまま描き写して、それが全くプライバシー権配慮されていない、これはだめだというのは、そこまで言いません。そこは、私は事後の補償によってそれは救済されるべきだと思うんです。それについては。つまり、それによって、創作物によって、当然ながら、権利を侵害されましたとか、いろんな議論がありますと。議論があったとしても、それを事前に、こういったものは書きちゃいけないとか、こういったものはだめですと規制することがだめだと思うんです。そもそも、それによって、これはどうなんだろう、いろんな解釈が生まれて、萎縮につながると思うんですね。それゆえに、事後の救済がとられているとここで明記しているんですよ。

よって、先ほどお話にもありましたけれども、プライバシー権の話で、プライバシー権と表現の自由のその折衝とかいろいろあるわけで、そんな中で個別具体的に書かれていた。それこそよくあるのが、既に刑期を終えたのに犯罪した事実について小説に書かれたことを最高裁まで闘ったという例もありました。その場合は、最高裁は賢明な判断と評価をされているようですけれども、それについては言及することはよくないとか、前科というのは既に罪を、一応は刑期を終えたということは償ったということでございますけれども、そういった中で、最後までいつまでたっても消えない表現物の中にあることはよくないねということを事後に一応は言っているんです。

だから、事後救済がとられているということがありますので、質問何でしたっけ。プライバシー権の。だから、そういったプライバシー権の部分については、当然配慮しなきゃいけないときがあるけれども、それはあくまでも事前によって規制するのではなくて、事後の救済をきちんと図られるべきではないかなと思っているところです。

○6番（保坂令子議員） この部分についてすごく深く追及するというつもりはないんですけれども、プライバシー権ということではないという、子供も特定されないしということは、そこはわかりました。

けれども、もう1点だけ伺いますと、子供に対する特別な嗜好を持っている人というのはいるわけですね。そういう人に対して二次的な、誰かということが特定されないものであっても、そういう創作物というのが関心を持たせてしまう、関心を助長させてしまうという、そういう部分での議論というのはないのでしょうか。

●7番（上嶋寛弘議員） これに対して、実は私も結構いろいろ国連の報告書とか研究をいろいろ見ているんです。法的機関として、要は二次創作物に対しての愛着を持っている、それこそ少女の絵というものに対しての愛着を持っているものと、イコール、それが性犯罪をしているという、性犯罪に走るとか、そういった相関関係は実は科学的には立証されていないんですね。

ですから、よく今、事件でいろいろ問題となっている中で、最近、立法事実、さっき言ったことだからもう言わなくていいと思いますけど、まるで、フィギュアをめぐる方、いらっしゃいますね。人形をめめているとか、そういった人形、いろんなものがある。それについてわざと警察が事件の証拠資料の中に置いていたんですよ。でもそれは、フィギュアを愛する者はそのまま直

接、イコール性犯罪者であるかのような誤認をさせるような動きがあるけれども、決して、今おっしゃったようなことは、確かにそういうものに興味ある人は性犯罪に走ってしまうのかなという勘ぐる気持ちはわかります。しかし、それに関しての科学的立証というのは、私はいまだされていないものであると思いますし、実際に比例して行われているかということは、過去の性犯罪等を見ても、確かにいろんな大きな事件、メディアでとられている事件を見ますと、そういったものが好きだった人も中にはいらっしゃるかもしれないけれども、突発的にそういったものをしなかった、してしまったというケースもある。つまり、そういった創作物をめでもいなかった、愛着を持っていなかった、そういったケースもなかったと、相関関係がなかったというケースもあります。

あとは、もう一つ言いますと、実際にこういった表現物に対してそういう愛着を持つゆえに、逆に実在する児童に対して手を出さないという例もあるという見解も私は知っておりますけれども、そのあたりについて議論多々あると思うんですけど、私としましては、今おっしゃった実在する児童に対して危害が加わることにつながってしまうんじゃないか、そういったことに関してはまだ相関関係は証明されていない、比例しているということも証明されていない事実であるので、私は今回この表現物というのは、それは守らなければいけないというものでございます。

○6番（保坂令子議員）　今、御紹介があった事案というのが、この意見書の提出者の方皆さんがこの事案を問題にして、賛同されて提出されているのかなというのは、本当に疑問を持つところでもありますけれども、上畠議員としては、今、御紹介のあった事案を喫緊に対処すべき状況と判断して提出を目指すものであると理解してよろしいんですか。

●7番（上畠寛弘議員）　私としてはそのように考えています。実際に私のツイッターにおいてこの表現の自由の意見書を出す旨は、やはりその創作物に関することを含めて私の意見表明をさせていただいて、きのうの段階で既に11万人の方々がアクセスして見ていただいています。主に見た方の様子を見ますと、表現物ということで、私としては主たる理由としましてはこういったものを守りたい、こういったものというのは別にそういうエロスのことだけではなくて、表現物全て、人間が持つ思想、信条、信仰、意見、知識、感情、全ての表現について守りたいということをもって、端緒としてはそれも含まれているということです。

○6番（保坂令子議員）　しかし、そのことは、今、上畠議員から御紹介があつて初めてわかったという人が多いのではないのでしょうか。なぜその事案を問題にしているということを意見書の中に明示されなかったんでしょうか。

●7番（上畠寛弘議員）　明示しなかったのは、それぞれ提出者、賛成者とお話した中で、そういった個別具体的な理由を書くことで、それぞれ思っている思いはあるんですね。私の思いなんて書いてしまったら、もう200ページでも、300ページでも、400ページでも、10万字でも書けるわけですよ。でも、その中で端的にこの、要は国に対して物申すのは何なのかといったら、どんなことがあっても表現の自由はきちんと守ってくださいと、そういったことでございますので、国に対して言うのに当たって、言いたいこといろいろあるんですけども、制限もあり

ますし、2時間でも3時間でも私は読み上げますが、そういったところの中で、提出者の方々とも話をした中で、いろいろ提出者の中にはいろんな思いを持っていらっしゃる方がいると思いますけれども、私はこれだけで十分かなと。これはもうかなり、何が問題で何をしちゃいけないということが含まれているいい意見書だと思うんです。

そういう意味で、ぜひ賛成していただきたいなと思いますけど、具体的に何で入れなかったといいますと、そこまで、聞かれたらもちろんこういうふうに答えることはいたしますけれども、国に対して物申すに当たっては、やはりここ一番、むしろ具体的だと思うんですね。表現の自由というのは、一番下に書いてある、他の基本的人権の保障を不断に監視する民主主義の過程を維持する上で本質的権利かつ優越的地位であると、こういったものもあるわけです。何も創作物というのは絵とかアニメとか漫画だけじゃないんです。意見の発表だとか、そういったものもあるけれども、そういったところには、要は表現の自由の一環でそういったものも悪影響を及ぼすとか言われたらたまったものじゃない。あと、人権擁護法案とか、そういった議論も過去ありましたよね。そんなの、**人権擁護法案なんかあったときには、それを、人権擁護という名前ですけれども、個別具体的には、実際にはそういった表現とかも規制していつてしまう動きとかもあるという話も聞いたりもしました。**ただ、私が主たる理由としての端緒は、さっき言ったとおりです。

○6番（保坂令子議員）　　今、質問してきていることに関連しますけれども、次に行きたいと思います。御答弁は明解をお願いいたします。

意見書冒頭に、我が国は、日本国憲法第21条において表現の自由を保障しているとあります。第21条、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。2、検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。これが第21条の規定なわけです。

そもそも論になりますけれども、**表現の自由には二つの意義**があるとされています。一つは、個人が表現を通じて自己の人格を形成したり、さらには発展させるという**自己実現の価値**です。何かを表現したいという欲求は人にとって本質的なものであって、アーティストに限らず誰もが自分の思いや考え、みずからがつくった作品などを人に知ってもらうことで喜びを感じる、自己実現の価値はそのことを言っているのかなと思います。

もう一つは、**個人が表現を通じ政治的意思決定などに関与するといった自己統治の価値**です。国民が自由に言論を交わすことで政治的意思決定に関与するという重要な価値である自己統治の価値は、表現の自由が重要な権利として保障される理由のもう1本の柱です。

ここで、もう一度4段落目の記載に戻りますと、安直にも法的規制によって事前に抑制しようとする動きというのは、事案としては、先ほどの事案の説明もそうですけれども、今申し上げた自己実現の価値にかかわるものではないかなと理解するわけです。けれども、その事案への修飾として**前の部分に、自己の主義主張に反する表現に対してとあります。**自己の主義主張に反するというのは、自己実現の価値というよりは、自己統治の価値にかかわる事案を想起させるものです。ぱっと読むと、昨今取り沙汰されている権力によるマスメディアへの圧力のようなことを言っているのだなとも受け取られかねません。

ここのところが、意図的な混同というか合体というか、両義的にとられる表現になっていると

感じてしまうのですけれども、いかがでしょうか。ここは自己実現の価値を脅かされていると言っているんですか。自己統治の価値が脅かされていると言っているのですか。

●7番（上島寛弘議員） 表現の自由ですから、これ両方脅かされるということであって構いません。解釈は人それぞれですので、自己統治、自己実現、これ両方の意味が表現の自由にはありますので、それに関してここに書いている内容として、例えば先ほど言いました、要は自分の意見と異なることに関して事前に規制しようとする動きに関しての懸念をされました。

例えば、これは漫画とかアニメとか小説とか、そういったところは自己実現のほうだから、それには該当しないんじゃないかとおっしゃるかもしれないです。でも、実際に、例えばグロテスクな表現をされた、そういう小説とかもあります。そういったものを読んでいた少年が少年犯罪を犯したと、そういったときに、そのグロテスクなものを書くなど、そういったものも、それは一つの主張だと思いませんか。私は書きたい、そのグロテスクな小説であったとしてもそれは読みたいという意思がある。でもその意思に対して、そういうものを書くんじゃない、これも含めて自己実現、自己統治はなかなか線引きは難しいと思うんですね。

だから、私が挙げた例も、一つ、自己統治、自己実現どっちかと分けろという、思いとしては政治的なことじゃないじゃないかということもわかるころではあるんですけれども、私としては、先ほど言いました、創作物に対する解釈とか小説におけるそういう解釈についても、これは自己統治も含まれるものであると私は読んでおります。

○6番（保坂令子議員） 両義的にとれるような表現を、意図的かどうか分からないですけど、されているところにひっかかるということを申し上げております。

別の角度から伺います。4段落目の後半ですけれども、前述のように、いかなる表現であっても一義的には保障することが日本国憲法によって採用される理念であるとありますが、この一義的にはというのはどのような意味でしょうか。

●7番（上島寛弘議員） つまり、全ての表現の自由が現状において守られているわけではないということをこの3段落目に書いているわけです。読んでください。事前抑制による規制についても、司法による審査を経た極めて例外的な場合は、後からだけれども、事後救済という形である意味事後的には規制してしまっているんですね。だから、そういった意味で一義的にというのをこの3段落目に置いて、指しているわけです。

だから、プライバシー権、先ほどお話にございましたけれども、そういったことは事前にそういうものを書くなよと裁判所も言っていないし、行政も言っていないけれども、事後に書いたときにそれによって傷つけられた人がいましたと。そういった時に、権利の衝突があったと。権利の衝突があったときにはそこは司法によって判断されるケースがあるよということで、保障という、一義的にという意味は、この3段落目のことを指して一義的には保障することと書きました。

○6番（保坂令子議員） 今の御説明の部分はわかります。表現の自由も絶対的に保障されているわけではなくて、保障はされていますけれども、他者の権利や自由を守るために、また公共

の利益のためなどによって制限されることは認められると。憲法は表現の自由以外にもたくさんの権利を保障しているわけで、名誉、プライバシー、それから差別などの人権にかかわる問題について、表現の自由に一定の制約が生じることが、今、上島議員は事後にとおっしゃっていましたが、確かに事後において実際にはあるわけです。憲法によって表現の自由は保障されてはいても、常にどんな表現をすることも許されるというわけではないということだと思います。

ここからまた具体的な問題に入っていくと、**ヘイトスピーチのことで少し取り上げていきたい**と思うんですけれども、最高裁の判例の中では、表現の自由の重要性を認めるのであれば、表現の自由に対する制限は表現の自由に対抗することができるような重要性を持った諸事由、諸利益を守るために必要最小限のもでなければならないという表現の自由の優越的地位が示され、表現の自由を規制する法令は何が禁止される表現行為であるかを明確に示していかなければならないとされていると聞いております。

こうした考えに立てば、ヘイトスピーチを初めとする人種などを理由とする差別の禁止の法制化については慎重な議論が必要だということになります。野党議員が去年の5月に提出した法案は継続審議になっているとも聞いているところです。

一方、**ヘイトスピーチを法制化している国は既に100以上もあり、表現の自由を尊重することで差別と人権侵害を助長し、民主主義の土壌が崩れるようなことがあってもいいのかという批判もあります**。実際、川崎市にもヘイトスピーチの波が押し寄せてきているということは、社会全体の責任として重く受けとめるべきで、法規制ということに限定せず、ヘイトスピーチの広がりを防止する方策がとられなくてはならないと考えるわけです。

意見書案には、民主主義とは多様な価値観を尊重する政治体制であり、そのような多様性は自由な表現が保障されてこそ実現されるものであるとあります。**意見書提出者は、ヘイトスピーチも自由な表現として許容されるべきだとお考えなんですか。**

●7番（上島寛弘議員） ヘイトスピーチの定義をまず教えていただきたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。要は、ヘイトスピーチはいろんな解釈があるので、保坂議員の言うヘイトスピーチはまず何かというものをわからないと答弁しづらいものですから。そのあたりだけ明確にさせていただくと、私なりの考えを御披露させていただけるんですけれども、どうですか。

○6番（保坂令子議員） 類型的にこれとこれとこれがありますということをお示しただけですか。

●7番（上島寛弘議員） いや、だから、類型的でなくて、ヘイトスピーチの解釈はどういうものかというのは、私のヘイトスピーチの解釈は、例えば何だろう、あの人嫌いとか、それもヘイトスピーチに含まれるということでもいいんですかね。

だから、いろいろ解釈があるんで、例えば人種差別も、こういったものを差別として定義されているのかというのはそれぞれありますので、もう少し具体的におっしゃっていただいたら答弁できるかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○6番（保坂令子議員） 質問の意味がわかりました。ヘイトスピーチ、広くあの人嫌いということも含めて、それは憎悪表現だからということで、今、私が申し上げたヘイトスピーチがどの部分を言っているのかという質問だということが、反問をされていますけれども、わかったので、簡単に申し上げますと、今ここで言っていますヘイトスピーチというのは、川崎市にもヘイトスピーチの波が押し寄せているとって申し上げたところにありますように、**人種差別、人種的な偏見、どうしようもない出自に基づくような偏見、差別観に基づいて、その人の人権、人格を根底から覆すような憎悪表現をする行為をいいます。**

●7番（上島寛弘議員） それによって、当然、**権利侵害があれば、司法によってやはり救済されるべき**だと私は思います。実際に京都でしたかね、まさにあれは、私個人としてはよくあんなことをするなと憤りを持ったケースでございます。ああいったことがあったときに、そういったときどうしたらいいのかというのは、司法によってきちんと救済をしてもらいたいと思っています。

○6番（保坂令子議員） 私が先ほど申し上げた質問へのお答えをお願いしたいと思います。**ヘイトスピーチも自由な表現として許容されるとお考えですか。**

●7番（上島寛弘議員） ですので、それによって実際に、要は対象となられる方々において権利が侵害されるようなことはあってはならないと私は思います。

○6番（保坂令子議員） 京都の朝鮮学校みたいに、朝鮮学校のところに行って、そこでがんがんとやって、本当にそこで学んでいる子供たちが生命の恐怖を感じるような、そういう特定されなければ人権侵害じゃないということなんですか。町に繰り出して行って、そういう非常にひどい、許されないような言葉を発するということは、それは人権侵害ではないと思うわけですか。

●7番（上島寛弘議員） 二次情報なので、真偽は確認できないのですが、中には死ねとか殺せとか、そういった表現があると聞きました。それは私は、いくら自由だといったとしても、それを特定に、まさに目の前で民族特定して言っているわけですよね。殺す、死ねと言っているということなんですよ、京都の例は。私が今知っている情報の中でそういったものがあつたとすれば、それは当然、やった行為によって恐怖を感じたもの、そういった方々、被害に遭った方々は、それにおいて権利を侵害されていると考えますので、権利侵害というのはやはり救済されるべきものであると思います。

○6番（保坂令子議員） では、私の質問、ヘイトスピーチも自由な表現として許容されるべきだとお考えですかという質問に対しての上島議員の答えというのは、人権侵害ということであつたら救済されるべきというのが、それがお答えなのですか。

●7番（上島寛弘議員） そうですね。だから、許容されると、ヘイトスピーチというものは許容されると思いますかと言いますが、自由な表現が許されるかと言われたときに、そのときに

個別具体的に許される、許容されるというのは、それは私たちがジャッジするんじゃなくて、極めて例外的に司法において救済がとられていると私はここで書いています。

ですので、例外的にそういった表現の自由という名のもとにやっているケースもあるんですよね。プライバシー権とか、そういう人権の問題とか、いろいろな中で。だから、そういったときに関しては、表現の自由は守られるべきではありますけれども、その表現の自由を守るべきときに、ここに書いているとおり、事後救済において権利の衝突が発生、権利の衝突というのは権利の侵害も含まれています。そういった中で、許容されないものに関しては司法において刑に処する場合もある、刑事的責任も問われるし、民事的責任も実際問われているんですよね。ですので、今、既にもうそれは問われている。ですから、それについては、司法における判断で事後救済によって、回復とは言いませんけれども、一定のそういった表現に対してそれはいいのかといったときに、当然ながらそれはだめだという司法が判断したのは、ここに含まれている3段落の例外的な場合というのであります。

あとは、例えば、いろんな発言してもいいと言っているかのように思っていच्छゃると思いますけど、例えばおまえを殺すとか、そういった脅迫的な発言だとか、そういったものは当然もう既に、京都の例でも構成要件を満たして、当然ながら構成要件に基づいて刑事的責任を検察が問うて、それで裁判がジャッジしているわけです。いくら表現の自由と言いつつも、あなたを殺しますとか、あなたを脅迫、要は権利を侵害しますよの何らかの宣言、そういったものに関しては、今ある現行法令においてきっちりと罰せられなければならないと思いますし、それは許容してはいけないと思います。

○6番（保坂令子議員） では、例えば、今後において、**ヘイトスピーチとそれに類する活動が広がらないように、鎌倉市に対して方策を講じるように**といった趣旨の陳情などが市民から寄せられたときに、**鎌倉市議会**は**表現の自由の堅持と保障を求め**るということで**一致して意見書も出している**と**いってそれを**はねのけるような、**そういう伏線になるようなことは考えられるんでしょうか、この意見書は。**

●7番（上島寛弘議員） まだ出てないことの仮定の話はできないんですけども、法的な規制等、例えばヘイトスピーチの要はそういったものをやめてくださいという方策を講じることを求める陳情が出た場合、それはどうしたらいいかと。

例えば、私は内心、心の中であなたに死んでほしいと思うとか、殺したいと思うとか、それは内心に思うこと。しかしそれを実行することというのは違います。そんな中で、例えば教師がいच्छゃって、私が生徒だったとして、私は、いやもうあの人を殺したいんですけど。でも、そう思うだけでやりません。先生が、それでいいですよ、と思うのは自由です。でも実行しないでね。それはおかしいと思うので、そこは教育的配慮で、教育の場においてやることは、私はきちんとそれを指導する、教育するということは、当然ながら、教師というものもちろん公権力の一つの立場であるというものを私は考えていますけれども、そういったときにはきちんと先生が指導すること、そういったことは教育的な指導の一環であるとも思いますし、方策というのいろいろあるとは思いますが。例えば、そういうことを思った時点でどうしろとか、そういったことはできないと思います。

例えば、その陳情が来たときに、陳情の具体的中身にもよりますけど、それはこれと対立するものではないんじゃないかなと思いますよ。ここにも書いていますとおり、私は例外的な場合ということもきちんと書いていますので、この意見書が出ているからといって、そういう陳情が来て、いや、それはもう出ていますから、これは採決されませんみたいな、実際に9月定例会で私学助成の意見書を出して、12月定例会でもう既に同じのを出していましたから、もうこれは採択しましたからみたいな感じでやって、逆にそれに反対するものかなと思って、断るということも、議会運営委員会でそう言われたら、それはなるのかもしれませんが、私としては、それが出たとしても、それはきちんと審査して、内容にきっちりと理にかなったものであればきちんとできると思います。

私は全ての考え、質問についてそういったものがあつたらきちんととって、陳情であつたとしても鑑みて、すぐに、もうこれとは反するもので、これがあるから一事不再議、今議会は出てないですけど、一事不再議だとか、そういったものにもならないと思いますし、私はそれに関しては心配に当たらないのではないかと思います。

○6番（保坂令子議員） 伏線と言ったら考え過ぎだと思われたかもしれませんが、どうしてこういう質問をしなければいけないかというと、やはりこの意見書の中で問題としている事案というのが明示されていないから、いろいろなふうに読めてしまうというのが問題だと思うんです。

この意見書案を見たときに感じた違和感というのは大きく三つありまして、では二つはもう既に申し上げました。1番目は問題とする事案の提示が不明瞭であること。2番目は、そこから派生するんですけれども、ヘイトスピーチなどを規制する動きに対する牽制ではないかなという疑問を持ったということ。そして3番目は、今、批判が湧き起こっている政治権力によるマスメディアに対する事後検閲とも言えるような介入を不問、問わないで、表現の自由を論じているその姿勢に対する違和感です。このことについて最後に質問いたします。

2月8日の衆議院予算委員会で高市早苗総務大臣が、政治的な公平性に欠いた放送が繰り返された場合、放送法第4条違反を理由に電波停止を命じる可能性に言及したことが大きくクローズアップされています。法令についての一般論を答えたとの弁明がされていますが、電波停止命令の可能性への言及というのは、そこまで発言することの影響力を考えれば、あつてはならないことです。

昨年11月には、任意団体放送法遵守を求める視聴者の会が読売新聞と産経新聞に一面全面を使った意見広告を掲載し、TBSの「NEWS 23」の岸井成格氏を名指しして、安保関連法案に批判的な発言を行ったのは放送法第4条の規定に対する重大な違反行為と糾弾しました。この視聴者の会というのは、安倍首相を応援する論客を中心に構成された任意団体だと聞いています。

例はもっとありますが、長くなるので省きます。要は、こうした状況が実際にあり、心配されるのは、表現の自由を追求すべきメディアが自粛をしてしまうということです。それは国民の知る権利の侵害を意味して、民主主義の土台にかかわることだと考えます。

今、表現の自由について物を言うのであれば、この政権による事後検閲、マスメディアに対する介入、圧力について取り上げるのが当然ではないかと思いますが、意見書案からはこの視点は酌み取れません。どのようにお考えでしょうか。

●7番（上島寛弘議員） ぜひそのような御見識を持っていられたいのであれば、3月17日にも本会議があるので、意見書をどんどん出していただきたいと思うんですけども、それも自由だと思います。

私としまして、今、例に挙げられた民間団体による、任意団体による意見広告、これに関しては私はとやかく言えるものではないと思います。それもまた、読売新聞、産経新聞の自由でございまして、そういったことに言及することがまた報道の自由とか表現の自由を萎縮させるものであると私は思いますので、そういう意見があるなら意見広告として載せること、また反対広告を載せることも、それはまた自由な、報道機関による自由な意思であるのかなと思います。

今、総務大臣のことを言及されましたけれども、総務大臣の件に関しましてなぜ言わないのかといいますと、事前規制のことについて私はこれ、今思った主観で書いたもので、総務大臣のことについて具体的に、事前規制とか表現規制の中で、例えば、あれは意見を表明しましたと言いますが、別に講演会で言ったというケースではないんですね。あくまでもこういったケースがあったときに、あれはどうしますかといったら、それは放送法に基づいてそういうケースがあったらどうしますかという質問であれば、その答弁に対しては、当然ながら放送法を所管する総務大臣としては、その放送法のおっしゃるような、御指摘のような事例があった場合は、その放送法に基づいて対処するというのは、行政としてそう答えざるを得ないんですね。例えば、法務大臣が刑事訴訟法に基づいて死刑執行しますか、死刑執行しませんかといった、そういった議論と似ているところだと思うんです。行政機関の一環である大臣としてはそういうふうに聞かれたらそう答えざるを得ないと思いますけど、私は断固として報道の自由、表現の自由に関してもそれを事前に規制するようなことというのはあってはならないことだと思います。

いろいろ過去の大臣とか政府与党の発言で、もう本当に事前規制と思われるようなケースもありましたが、それは余りにも過去にさかのぼりますので、ここでは申さなくていいですかね。申さないですけども、そういったところで、お互いに意見を言い合うこと、それが大事なんではないですかね。その中で意見の衝突もあるでしょう。あったとしても、他者の人権を侵害するようなことがないようにして、すばらしい日本国をつくっていくために、民主主義を発展させていくために表現の自由はあると、その思いはここに書かれた文言だけでございます。

私の意見について、今、終始聞いていただきましたけれども、以前にも安保法制に関する意見書のときにも、私が質問する側、答弁される側でしたけれども、私1人の考えだけではないんですね。賛成してくださった方、提出者の方、それぞれの御意見があって、踏まえて書いているわけですので、これをもって全て私の意見、イコールこの意見書が、いろいろあるかもしれないけど、ほかに署名した方はそう思っているかもしれませんが、賛成する方もそう思っている可能性だってあります。でも賛成者以外にも、署名はできないけど応援しているよと、そういった方もいるわけございまして、そういったところも含めて酌んだのが、複数名で出す意見書という趣旨を鑑みれば、この意見書において判断していただきたいと思います。私は聞かれたらまだまだお答えしますので、ぜひ2時間でも3時間でも議論は、この場でもいいですし、外でもいいですし、私の思うところはそういったところでございます。

守られるべきものは守っていくという意味では、先ほど言った任意団体とか、そういった総務大臣の発言等ありますけれども、そういったところで具体的にそういう表現の規制、こんなのも

うフジテレビけしからんとか、テレビ朝日けしからんなんて、そういうこと言ってとめちゃうと、とめたと、こういったことを今後言うなよというものであったら、それは言っちゃいけないですね。放送法の観点から質問されれば、そういうふうに答弁せざるを得ないというケースはあると思います。質問の答弁だけでなく、きちんと質問の内容も含めて精査したときに、一元に全て規制するといったことではないのかと私の解釈では思うんですけど、それは提出者の中でもいろいろ考え方はあるんじゃないかと思います。

○6番（保坂令子議員） 放送法の解釈の、総務大臣の答弁については、私もそのように言いましたよ。法をそのまま解釈すればという発言だったかとは思っているんです。でも、そこまで影響力のある身であそこまで言ってしまったということは問題があるという言い方で言いました。

メディアへの圧力ということだったら、ほんと古いところで言えば、2001年の、まだ今の安倍首相が首相じゃなかったときの2001年ですか、問われる戦時暴力の内容の番組に対しての事前介入ですとか、今、古いからといっておっしゃらなかった、そういうところからありまして、そして今、例えば野党の議員の中からは、今の政権になってから介入というのが目立つんじゃないかというような意見もあるわけですよ。そういう状況だということを申し上げました。

それで、今、上畠議員は、提出者の中でもいろいろな考えがあって、御自分としてはある特定の事案を念頭に置いてまずは提案をまとめたということですけども、**問題なのはこの意見書案というのがいろいろなものをいろいろに読めてしまうということだと思うんです**。前の安保関連法案というのは、確かに複数の提出者でしたけれども、提出者の中で問題にしていることは一つでしたよ。でもこれはそうではなくて、いろいろととれてしまうというところで、本当にこれを意見書案として賛否を考えてもいいのかなというのを大変疑問に思っているわけです。

その中で、今、最後に申し上げたところは、**今まさに、国民的なのというんでしょうか、社会の関心事になっている権力によるメディアの介入ということは、それは不問なんですね**と。不問ですよと。もしそれを言いたかったら自分で言いなさいということで、そういう意見だということがわかりました。

それで、意見書の趣旨について質問してわかったことがとにかく多々ありました。ほかの聞いていらっしゃる方もそうだと思います。本来なら意見書案を読めばわかるようになっているべきでしたし、**提出前に趣旨説明の徹底が図られるべきだった**と思います。

以上で提出者に対する質問を終わります。

○議長（前川綾子議員） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会議案第18号については、運営委員会の協議もあり、会議規則第44条第3項の規定により、委員会の審査を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議会議案第18号については、委員会の審査を省略することに決しました。

これより討論に入ります。御意見はありませんか。

○6 番（保坂令子議員） 表現行為は情報の受け手が存在して初めて意味を持つものであることから、憲法第 21 条第 1 項は表現の自由とともに国民の知る権利を保障したものと解釈されます。神奈川ネットワーク運動・鎌倉は平成 26 年 6 月定例会において、特定秘密保護法を一旦廃止し、国民的議論を尽くすことを求める意見書の提出を提案しており、また、情報公開の推進、知る権利の保障については議会活動の中で繰り返し言及してきております。すなわち、**私たちは表現の自由及びこれと表裏一体の知る権利の保障の大切さについては全く異論がありません。**

しかし、**本意見書案は表現の自由を脅かす事案の提示が極めて不十分であり、そのために、一般論を確認しているだけのようであり、別の要素も織りまぜた内容になっています。表現の自由の絶対的厳守と言い切ってしまうことは、マイノリティーの人権にかかわるヘイトスピーチへの対処のように、多面的視点が求められる事案を締め出すことになりかねないと危惧いたします。**また、政権によるマスメディアに対する事後検閲とも言える介入を不問にして表現の自由を論ずる姿勢には賛同できません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（前川綾子議員） 討論を打ち切ります。

これより採決に入ります。議会議案第 18 号国会及び日本政府に対して表現の自由の堅持と保障を求める意見書の提出についてを採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御賛成の方の挙手を求めます。

（多 数 挙 手）

多数の挙手によりまして、議会議案第 18 号は原案のとおり可決されました。